

甘露寺家月次会・

『親長卿記』鞠人グループ蹴鞠会と室町幕府

鈴木 芳 道

はじめに

近年の戦国期の朝廷・公家研究は、かつての主に文化史の側から論じられたその政治的存在意義を否定したいわゆる地方大名の「あこがれ」論を克服し、改めてこれを国家論の俎上^①にのせて論じられるようになった^②。しかし、和歌・蹴鞠といった宮廷文化そのものをみつめたとき、わずかに、室町期の権門体制のもと幕府ではなしえない儀礼や有職故実に公家・寺社の存在理由をおくとする黒田俊雄氏の所説^③に示唆をうけるにすぎない。そこで本稿では、戦国期の幕開ともいうべき文明（一四六九〜一四七七）から明応（一四九二〜一五〇一）にかけての公家日記甘露寺親長の『親長卿記』に記載される甘露寺家月次会と蹴鞠会を通じて、右の課題に取り組んでいきたい。

一 甘露寺家月次会と『親長卿記』にみる蹴鞠会

甘露寺家は勧修寺流の一流であり、中流公家の名家の資格に属し、文明から明応にかけては親長―元長―伊長が嫡流としてあった。名家は勧修寺流と代々將軍家と姻戚関係をもった日野家を中心とする日野流の諸家からなり、若年

時には弁官⁽⁴⁾、長じては各行事伝奏⁽⁵⁾に任じられ、朝廷と幕府・寺社とを申次ぐ伝奏も多く名家から選出されるなど朝廷の実(事)務官僚としてあり、文明から明応二年(一四九三)にかけて親長は賀茂伝奏の職を務めた。また、親長は將軍家の打聞衆⁽⁶⁾として幕府・將軍家にも近侍していた。

(1) 甘露寺家月次会

甘露寺家ではほぼ毎月十三日を式日に月次会が催されている。月次会は文明四年(一四七二)二月会を初見として、何度かの中断をはさみながら明応七年(一四九八)八月会までの二十六年間にわたって確認される。その具体的な内容については関係記事が参会者の列挙を主になされているためよくわからないが、文明五年(一四七三)十月会をみると、まず兼題によってあらかじめ懐紙に認めておいた歌を披講し、のちに当座により三十首の歌が詠まれた。諸役の構成は頭役に徳大寺実淳と三条西実隆の二名、講師は甘露寺元長、読師には中院通秀があてられた。⁽⁷⁾二名の頭役という役の構成からこの月次会は歌合であったことがわかる。⁽⁸⁾また、例年正月の月次会の当座の出題は和歌師範飛鳥井雅康が行なっている。飛鳥井家は後述するように和歌・蹴鞠師範を家職とし、雅康の父雅世は勅撰和歌集『新統古今和歌集』の撰者となるなど、当代「和歌棟梁之仁」⁽⁹⁾であり、この飛鳥井から題を受けるということは、公家の和歌会としての体裁をととのえようとしたものであろう。さらに、甘露寺家では長享元年(一四八七)年十二月より親長が隠居所西洞院亭に移り、亭主は嫡子元長に替わったが、⁽¹⁰⁾月次会はひき続き甘露寺本邸正親町亭で行なわれている。このことは、月次会が親長個人によるものではなく、甘露寺家というイエの行事であったことを示すものである。

つぎに、月次会の参会者の構成についてみてみたい。表1~6は確認しうる各開催ごとの会衆を親長・嫡子元長をのぞいて一覧化したもので、親長は文明六年(一四七四)十一月会、同八年十月会の段階で参会した中山宣親を「非月次人数」(表1)、「非会衆」(表2)とよんでいるように、月次会参会者は「月次人数」「会衆」とよびうる一定の

年 月 日	会 (公 家)										(武 家)					(その他) 衆			備 考					
	徳大寺実淳	三條西実隆	中院通秀	中山宣春	四辻季親	海住山高清	勸修寺教秀	中御門宣胤	日野町広光	広橋兼量	柳原量光	東坊城顕長	大宮長興	宮小路俊通	飯尾元通	飯尾為房	飯尾為清	飯尾淳房		朽木貞綱	赤松則途	「武辺之輩」	覚勝院良助	照明院長光邦
文明4 (1472). 2.26		○		○											○	○								
〃 4.25						○	○	○	○							○								
〃 11.13						○	○	○	○										○					
文明5 (1473). 正.13	○					○	○	○							○	○	○					○	○	
〃 2.13						○	○	○																
〃 5.13						○	○	○																
〃 6.13																								
〃 10.16	◎	◎	○			○	○	○	○					○			○						○	○
〃 11.12			○			○																		
文明6 (1474). 2.13						◎																		
〃 3.13		○	○			○	○	◎						○			○							○
〃 5.13		○				○	○	○	○															○
〃 ⑤.13			○			○																		
〃 6.13		○	○			○	○	○						◎	○	○								○
〃 8.21	◎	○				○	○	○						○	○	○								○
〃 11.13			○	○		○	○	○						○	○	○							○	○
文明7 (1475). 正.13						○	○	○	○					○	○	○							○	○
〃 2.12		○				○								○	○	○							◎	○
〃 3.13		○				○	○	○						◎	○	○							○	○
〃 4.13						○	○	◎						○	○	○							○	○
〃 5.17		○				○																		
〃 6.13		○				○	○	○						○	○	○							○	○
〃 7. 9						◎	○	◎	○					○	○	○							○	○
〃 8.23		○				○	○	○						○	○	○							○	○
〃 11.17						○	○	○						○	○	○							○	○
〃 12.10						○	○	○						○	○	○								
文明8 (1476). 2.13	○		○			○								○	○	○							○	

表1 甘露寺家月次会会衆一覽(1)

◎…頭役 (以下全て同じ)

年 月 日	会 (公 家)													(武 家)(その他) 衆				備 考										
	西園寺実遠	三条西実隆	中院通秀	姉小路基綱	持明院基春	園基富	高倉永継	高倉永康	中山宣親	松殿忠頼	海任山高秀	勸修寺教頼	勸修寺政頼	中御門宣胤	中御門宣秀	万里小路賢房	東坊城和長		五辻泰仲	和氣富就	富小路資直	飯尾元連	飯尾清房	伊勢貞頼	杉原宗伊	楽邦	森貞久	良世
文明14(1482).正.29	○	○	○			○	○	○		○			○							○	○	○					○	〔十輪院内府記〕
〃 . 2.13	○	○					○	○		○			○								○							
〃 . 4.13		○																				○						
〃 . 5.13					○	○	○	○		○	○	○	○														○	
〃 . 6.13		○		○	○	○	○	○		○	○	○	○									○						
〃 . 8.19	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○										○					
〃 . 9.13				○	○	○	○	○		○	○	○	○										○					
〃 .10.13				○	○	○	○	○		○	○	○	○									○						
〃 .11.13		○		○	○	○	○	○		○	○	○	○									○						
〃 .12.13		○		○	○	○	○	○		○	○	○	○															
文明15(1483).正.21		○		○	○	○	○	○		○	○	○	○															
〃 . 2.13					○			○		○	○	○	○															
〃 . 5.13					○	○	○	○		○	○	○	○					○										
〃 . 6.19		○		○	○	○	○	○		○	○	○	○															
〃 . 7.21				○	○	○	○	○		○	○	○	○															
文明16(1484).正.13			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○															
〃 . 2.19		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○									○						
〃 . 3.13	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○									○						
〃 . 5.23				○	○	○	○	○		○	○	○	○															
〃 . 6.13				○	○	○	○	○		○	○	○	○															
〃 . 7.19				○	○	○	○	○		○	○	○	○															
文明19(1487). 2.13			○	○	○								○									○						
〃 . 3.13				○	○			○					○									○						
〃 . 4.13				○	○					○			○									○						
〃 . 5.13				○	○					○			○									○						
〃 . 6.13		○	○	○	○					○			○									○						
長享元(1487). 7.13		○	○	○	○			○					○															
〃 . 8.13			○	○				○					○															
〃 .10.13			○	○				○					○															

表3 甘露寺家月次会会衆一覧(3)

年 月 日	会 (公 家)										(武家)(その他)衆		備 考			
	中 院 通 秀	姉 小 路 基 綱	持 明 隆 量	園 基 富	高 倉 永 繼	中 山 宣 親	海 任 山 教 秀	勸 修 寺 清	中 御 門 官 胤	中 御 門 官 秀	万 里 小 路 賢 房	東 坊 城 和 長		和 氣 富 就	大 教 院 弘 芸	森 貞 久 憲
長享元(1487).11.13	○◎								○◎	○				○		
〃 .11.13	○		○	○		○	○	○	○	○		○		○		
〃 .12.13	○		○	○		◎	○	○	○	○		○		○		良憲、故良世息。
長享2(1488).2.13	◎	○				○	○	○	○							
〃 .3.13	○	○		◎		○		○						○		
〃 .4.13	○		○			○	○	◎	○	○		○				
〃 .9.14	○		○	○		○		○	○	○				○		
〃 .10.13	◎		○			○		○	○			○		○		
〃 .11.13	○		○			◎								○		
〃 .12.13	○		○					○		◎				○		
長享3(1489).正.13	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	弘芸、所望により初参加。
〃 .2.13	◎	○	○	○				○	○	○	○	○		○	○	
〃 .3.13	○		○	○		○		◎	○			○		○	○	{ 4.13…義尚死去により停止。
〃 .6.13			○	○		◎		◎				○		○	○	{ 5.13…義尚の「五句中」につき延引。
〃 .7.22			○	◎		○		○		○				○	○	
〃 .8.13	○	○	○					○	○	○		○		○	○	
〃 .9.11	○		○	○		○				○				○	○	
延徳元(1489).10.13	○		○						○	○				○	○	
〃 .11.13														◎		
〃 .12.13																
延徳2(1490).6.13	○	○				○		○	○	○		○				月次会、再興。正月七日の義政死去により延引。
〃 .7.3	○	○							○	○		○				
〃 .8.13	○	○	○	○					○					○	○	
〃 .8.18	○			○		○		◎	○	○				○	○	
〃 .9.11	○		○	○		○		◎	○	○		○				
〃 .10.13	○	○	○	○		◎		◎	○	○						
〃 .12.3				◎										○		隆量、新衆。 義視・安禪寺観心尼(後土御門院姉)の病気により披講せず。

表4 甘露寺家月次会会衆一覽(4)

年 月 日	会 (公 家) 衆					備 考				
	阿野季綱	姉小路基濟	小倉基重	園田山宣	田中修寺		勸修寺	勸修寺	中和御門	氣親宣秀
明応3 (1494). 10. 13										
〃 . 12. 13			●					○		
明応4 (1495). 正. 13	○	○	○	○				○	○	
〃 . 2. 16	○	○	○	○				○		
〃 . 4. 13	○	○	○	○	●			○		3. 13…頭役宣親、故障により延引。
〃 . 5. 13	○	○	○	○	○			○		6. 13…火事により中止。
〃 . 8. 13							○	○		人々如例。
〃 . 11. 13	○	○	○	○	○	○	○	○		9. 13…元長湯山行のため中止。
明応5 (1496). 2. 13	○	○	○	○	○	○	○	○		12. 13…停止。
〃 . ②. 13										
〃 . 3. 13	○	○								
〃 . 4. 13										
〃 . 5. 13	○	○	○	○	○	○	○	○		
〃 . 6. 13	○	○	○					○		
明応6 (1497). 3. 1		○					●			
〃 . 5. 13	○	○	○	○	○	○	○	○		
〃 . 7. 27	○		○	○	○	○		○		
〃 . 8. 13										
〃 . 9. 13	○	○	○	○	○	○		○		
明応7 (1498). 2. 13	○	○	○	○	○	○	○	○		5. 13…明日の蹴鞠会準備のため延引。
〃 . 6. 13	○	○		○	○	○	○	○		蔵人右少丞=?
〃 . 8. 13	○	○	○	○	○			○		

表6 甘露寺家月次会会衆一覽(6)

メンバーによって構成されていた。会衆は公家・武家・その他（甘露寺家出家人・寺社など）にわけることができ、やはり公家がその中心をしめていた。

イ、公家会衆

公家会衆の会衆構成をみる場合、まずその家格構成が問題となる。甘露寺家は、大納言を極官とする名家にあり、会衆のうちこれに属する家々は、勸修寺流の勸修寺・中御門・万里小路・海住山、日野流の広橋・柳原・日野町。これと同格の羽林家では、姉小路・阿野・綾小路・小倉・四条・持明院・園・高倉・田向・松殿・四辻があり、この名家と羽林家だけで公家会衆の大半をしめ、これに格下の少納言家東坊城、官務家大宮、典薬頭和氣、九条家諸大夫、富小路が加わるのであり、ここには公家社会における家格による階層秩序が明瞭にあらわれている。ただ、清華家の西国寺実遠・徳大寺実淳、大臣家の三条西実隆・中院通秀・通世父子の名がみられるが、西園寺実遠はわずか三回と散見するにすぎず、いわばゲスト的存在であり、ここでは実隆と通秀・通世父子が問題となる。この実隆・通秀父子、それに清華の徳大寺実淳は、じつは姻戚関係という面から甘露寺家との所縁が求められるのである。そこで、つぎに各会衆の血縁・姻戚関係についてみよう。

親長との血縁関係では、元長のほか実弟寛勝院良助、長男采邦（氏長、万里小路春房、江南院⁽¹²⁾）、三男神光院長源⁽¹³⁾、従兄弟の子照明院康長入道長光⁽¹⁴⁾があげられ、中山宣親は親長の烏帽子であった⁽¹⁵⁾。

つぎに姻戚関係の面から。親長には一歳上の姉があり、三条西公保へ婚出して生んだのが実隆である⁽¹⁶⁾。親長室には徳大寺公有室となった妹があり⁽¹⁷⁾、この姉妹をささみ徳大寺家は甘露寺家の第二姻族となり、嫡子実淳は親長夫妻の甥となる。

文明四年（一四七二）二月会（表1）にみる広橋兼頭には同年四月に死去した万里小路冬房室（父綱光の妹）が叔母に⁽¹⁸⁾いる。甘露寺家とこの万里小路家とは、冬房の無嗣出家のため応仁元年（一四六七）に氏長が春房と改名し冬房嗣子と

して転出していること（文明三年五月に突如出家したが）、さらには嗣房の室として豊房の伯（叔）母を婚出させ、嗣房の後嗣として豊房を転出させるなどの関係にあり、万里小路家には甘露寺色が色濃くでている。中院通秀もこの万里小路家との所縁があり、曾祖父通氏の室に万里小路仲房女子があり、通秀母は通氏弟通敏の女子であるなど、通秀の父通淳と冬房とは又従兄弟、通淳室通秀母と仲房女子通氏室とは伯母―姪の関係にある。²⁰⁾

中御門宣胤は親長女子朝子を室とする。この婚姻の成立年は詳びらかでないが、嫡子宣秀は文明元年（一四六九）の誕生である。文明十二年（一四八〇）六月会（表2）からの高倉永康および翌年より加わるその父永継であるが、遅くとも文明十二年四月には元長と永継女子との婚約が成立しているとみられ、翌年二月十日には婚姻娶嫁が行なわれている。²²⁾

さらにこの姻戚関係を、ネットワークとして拡大させていくと以下のような所縁がうかがわてくる。これは年代が下るにつれ顕著になり、まず文明十年（一四七八）には三条西実隆と勸修寺教秀女子との婚姻があり、文明十三年（一四八一）九月会（表2）・同十四年八月会・同十六年三月会（表3）と散見する西園寺実遠は、彼の母が広橋綱光父兼郷の姉妹であり、綱光・冬房とは従兄弟になる。文明十六年（一四八四）二月会（表3）よりの東坊城和長は、彼の伯（叔）母が高倉永継室であり、元長・永康といわば従兄弟関係になる。明応四年（一四九五）正月会（表6）よりの阿野季綱は、母が教秀姉妹で、季綱と教秀嫡子政頭およびその弟で春房出家後万里小路家に転出した賢房とは従兄弟にあたる。また、延徳二年（一四九〇）十月会（表5）の四条隆量は、中御門宣胤二男隆永の養父であり、隆永の四条家転出は文明十八年（一四八六）以前に行なわれている。²⁴⁾ また長享三年（一四八九）から延徳二年（一四九〇）にかけて（表3・4）の大教院弘芸は「依所望、初加人数」というもので、長享三年二月二十八日には宣胤末息が仁和寺搭頭大教院に入室している。²⁶⁾

もっとも、公家会衆のすべてがこのような姻戚関係によって結ばれているというわけではないが、それでもかなり

の割合にのぼることは否定できない。とくに格上公家衆の参会はこういった所縁に求めることができよう。(補註1)

ロ、武家会衆

甘露寺家月次会は前述のように公家甘露寺家のイエの行事であるが、武家の参会もあった。武家会衆は在国の奉公衆と幕府奉行人・赤松被官人・將軍近習などであり、とくに奉行人飯尾氏から多くの参会をみている。

在国の奉公衆は上洛のうちに参会するわけで、近江朽木庄の朽木貞綱(27)、美濃の斎藤利国(28)があげられ、いずれも甘露寺家とは姻戚関係にある。貞綱はその室親長女子冷泉局が文明五年(一四七三)十一月に二十歳にて産死したため、参会も同四年十一月会の(表1)のみにとどまったが、明応二年(一四九三)四月、閏四月、翌同三年三月、四月(表5)と参会した斎藤利国と甘露寺家との婚姻は、後述するように当該期の公武婚の事例のひとつとしても重要である。つぎに、幕府奉行人飯尾氏であるが、飯尾氏は右の在国奉公衆のような甘露寺家との姻戚関係はなく、後述のように飯尾氏のうちでも有力な飯尾元連が賀茂奉行となり、ここから賀茂伝奏親長との結びつきを深めていったものと思われる。また、赤松政則被官として乱中文明四年(一四七二)から同七年(表1・2)にかけて赤松(能登)則途が、同八年十月会と乱終結後の同十二年(表2)に石見貴経(29)が参会し、さらにこの年より、義政申次伊勢貞頼(30)、幕府番衆で歌人の杉原賢家(伊賀入道宗伊)(31)、政所執事代縫川親元(32)ら將軍近習が加わっている。

ハ、その他

甘露寺家出家人および大教院弘芸についてはすでに公家会衆のなかで述べたが、このほかには賀茂社関係で賀茂社司森貞久(表3・4)、また、地下の宮廷技芸人である楽人大神景益(表2)、経師良世・良憲父子などが参会している。

会衆の構成は二十六年間の間にいくらか変化していくが、公家甘露寺家のイエの行事として姻戚関係を中心的要素としつつ、羽林・名家の格が大半をしめるといふ公家社会の階層秩序に変化はない。これに時宜によって武家会

衆などが参入していくのである。

(2) 『親長卿記』にみる蹴鞠会

『親長卿記』は文明二年（一四七〇）より明応七年（一四九八）年までの二十八年間が弱干の消失部分をふくみつつも現存するが、このなか、蹴鞠会記事は会場（鞠場）が内裏とその周囲に集中し、これに室町殿での会が加わるという具合であったのが、乱が終結してのち文明十二年（一四八〇）以降は開催の数が増加し、また鞠場も各参会者（鞠人）の私邸でのものが大勢をしめている。表7-14は『親長卿記』所載、つまり親長が参会した蹴鞠会の各開催ごとの鞠人を確認しうるかぎり一覽化したものであるが、とくに文明十二年以降は、ほとんどの会場を問わず、和歌・蹴鞠師範飛鳥井家と甘露寺家・高倉家の三家に賀茂社司³⁵とを中心に展開され、彼らを中心とした一大鞠人グループが形成されていたものとみられる。つまり『親長卿記』にみる一連の蹴鞠会はこの鞠人グループの蹴鞠会であったのである。そこで本節ではとくに文明十二年以降に焦点をすえて前節甘露寺家月次会と同様にこの鞠人グループの蹴鞠会を会衆構成の面から考えてみたい。

鞠人グループは公家・武家・賀茂社司・その他とわけることができ、やはり公家がその中心をしめていた。

イ、公家会衆

まず家格構成の面からみるとここにも公家社会の家格秩序があらわれている。親長室の甥で清華の徳大寺実淳をのぞくと飛鳥井家をはじめ会衆は羽林・名家がその大勢をしめ、そのメンバーもほとんど変化がなく、薄・五辻・丹波・富小路の格下の家の者がこれに加わるといふ具合であった。実淳の参会も親長との所縁によるうが、そのさい多くを徳大寺亭を会場としているのであり、また撰家で蹴鞠会が行なわれたときには彼らも祇候し、撰家間の交流もあったが、撰家が彼らの主催する会に参会することはなかった。

年 月 日	鞠 場	鞠 (公家)		(武家)		(賀茂社)人		備 考							
		飛鳥井雅親	滋野永種	高倉永種	庭田永種	武勸修路	勸修寺		甘路寺	廣橋綱兼	薄橋以兼	足利義政	山内政大	赤松政之	赤松政之
文明4 (1472). 正. 20	内 裏	○	○		○	○			飛鳥井雅康、前日に開催の奉書を出し、鞠場を内裏室町殿対面所とす。						
〃 . 4. 8	〃				○										
〃 . 4. 9	室 町 殿	○	○	○	○	○	○	○							
〃 . 4. 10	内 裏 無 名 門 前		○												
〃 . 4. 26	〃				○										
〃 . 4. 27	〃				○										
〃 . 5. 7	室 町 殿				○										
〃 . 5. 9	内 裏 無 名 門 前				○										
〃 . 5. 11	森 貞 久	○	○		○		○	○							
〃 . 5. 13	内 裏 前				○	○									
〃 . 5. 17	内 裏 無 名 門 前														
〃 . 5. 18	〃				○										
〃 . 5. 19	〃				○										
〃 . 5. 21	〃		○		○										
〃 . 5. 24	〃				○										
〃 . 6. 2	?				○										
〃 . 6. 18	?				○										
〃 . 6. 19	?				○										
〃 . 6. 20	?				○										
〃 . 8. 18	?				○	○									
文明5 (1473). 3. 4	内 裏								親長、不参						
〃 . 4. 12	内 裏 前	○	○		○		○								
〃 . 4. 13	内 裏				○	○									
〃 . 4. 24	内 裏 無 名 門 前	○	○	○	○	○	○	○	飛鳥井雅康奉行室町殿鞠始延引。親長、不参。						
〃 . 4. 25	〃				○										
〃 . 5. 10	内 裏 屏 前				○										
〃 . 6. 5	〃				○										

表7 『親長卿記』鞠人グループ蹴鞠会鞠人一覧(1)

年 月 日	鞠 場	鞠 (公家)													
		花山院政長	飛鳥井雅親	飛鳥井雅康	飛鳥井雅俊	園井基教	高倉永有	高倉永繼	庭田山宣	武者小路種量	柳原修教	勸修寺政親	甘露寺元長	甘露寺秀長	日野政長
文明5 (1473). 6. 7	内 裏 屏 前														
〃 . 6. 15	〃														
〃 . 8. 23	内 裏 前														
〃 . 8. 25	〃														
〃 . 8. 29	室 町 殿	○			○	○	○				○	○			
〃 . 9. 7	?														
〃 . 9. 8	?												○		
文明6 (1474). 2. 14	内 裏 前														
〃 . 2. 20	〃	○												○	
〃 . 3. 8	内 裏 屏 前														
〃 . 4. 23	〃														
〃 . 4. 25	室 町 殿	○			○	○	○				○	○			
〃 . 5. 6	屏 前 無 名 門														
文明7 (1475). 2. 16	内 裏				○						○	○		○	○
〃 . 3. 21	〃													○	○
文明9 (1477). 9. 19	神 光 院													○	
文明10 (1478). 4. 26	花 山 院 政 長 亭	○												○	
〃 . 7. 27	〃	○	○								○	○	○	○	○
〃 . 8. 17	〃	○							○	○	○	○	○	○	○
文明11 (1479). 2. 17	(甲 斐 懸)		○		○					○		○	○	○	○
〃 . 2. 26	多 々 須 社														
〃 . 4. 11	広 戸 宗 弘 亭		○											○	
〃 . 5. 23	内 裏														
文明12 (1480). 3. 4	日 野 政 資 亭		○	○		○								○	○
〃 . 3. 14	室 町 殿	○	○												
〃 . 3. 16	伊 勢 貞 頼 亭		○	○						○	○			○	○
〃 . 6. 4	甘 露 寺 親 長 亭		○						○	○				○	○

表8 『親長卿記』鞠人グ

		(武家)	(賀茂社)	(その他)人	
薄五	伊広本小	棟貞諸	賀	上楽善因	備考
辻勢戸郷	武笠辺之輩	茂池	賀茂	法幡寺堂享執	
以富	貞宗政持	久久平	院邦	清行	
量仲	頼弘泰清				
○		○	○	○	
		○		○	
		○		○	
○	○○○○	○	○	○	親長、不立。
	○○○			○	
	○○	○○○○	○	○	人数、親長享正月二十八(九)日会と同じ。
	○○	○○○○	○	○	”
○		○			勝仁親王会
○		○			
○○		○○○○			勝仁親王会、飛鳥井雅康奉行。
	○	○			
		○			
○○					
○○		○	○		勝仁親王会、親王不立。

年 月 日	鞠 場	鞠 (公 家)														
		興	冬	淳	康	俊	富	繼	親	行	頭	頭	基	長	長	資
文明12(1480). 6. 9	甘露寺親長亭														○◎	
〃 . 6. 16	〃														○○○	
〃 . 6. 17	〃														○◎	
〃 . 6. 28	徳大寺実淳亭	○○				○○									○	
〃 . 7. 20	〃															
〃 . 8. 3	広戸宗弘亭					○									○	
〃 . 9. 12	徳大寺実淳亭	○○				○○			○						○○	
〃 . 10. 26	甘露寺親長亭	○○				○			○						○○	
文明13(1481). 正. 9	〃									○		○				
〃 . 正. 29	〃	○○○				○			○						○○	
〃 . 3. 8	徳大寺実淳亭	○○○				○			○						○○	
〃 . 3. 9	甘露寺親長亭	○○○				○			○						○○	
〃 . 5. 23	内 裏					○		○○	○○						○○	
〃 . 5. 26	〃					○		○○	○○						○○	
〃 . 6. 10	徳大寺実淳亭	○													○	
〃 . 6. 12	〃	○													○	
〃 . 6. 13	内 裏	○	○○			○○○○									○○	
〃 . 8. 12	広戸宗弘亭					○		○							○	
〃 . 8. 14	徳大寺実淳亭	○				○			○						○	
〃 . 8. 26	〃														○	
〃 . 9. 22	〃					○○		○○○			○				○	
文明14(1482). 3. 14	甘露寺親長亭															
〃 . 3. 16	内 裏	○○						○○	○○○○						○○	
〃 . 3. 19	甘露寺親長亭									○					○◎	
〃 . 4. 16	内 裏							○○○			○				○○	
〃 . 4. 17	高倉永継亭							○							○○	
〃 . 4. 20	徳大寺実淳亭														○	

表9 『親長卿記』鞠人グ

年 月 日	鞠 場	鞠 (公家)												
		德大寺実淳	正親町三条公治	三條西実隆	飛鳥井雅親	飛鳥井雅俊	飛鳥井雅康	園基	高倉永富	高倉永康	松殿忠政	勤修寺政親	甘露寺元長	日野寺長
文明14(1482). 4. 21	甘露寺親長亭													
〃 . 5. 3	三條西実隆亭	○										○		
〃 . 5. 16	徳大寺実淳亭	○				○	○	○	○	○	○	○		
〃 . 5. 19	広戸宗弘亭					○	○	○	○	○	○	○		
〃 . 6. 17	甘露寺親長亭	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○
〃 . 7. 5	〃					○		○	○	○	○	○	○	○
〃 . 7. 21	〃							○		○		○		
〃 . 9. 1	高倉永継亭									○		○		
〃 . 9. 3	甘露寺親長亭							○	○	○		○	○	○
〃 . 11. 28	室町殿	○				○	○	○		○		○		○
文明15(1483). 2. 1	高倉永継亭									○	○	○		
〃 . 2. 6	甘露寺親長亭							○	○		○	○	○	○
〃 . 2. 8	高倉永継亭							○	○		○	○		
〃 . 2. 9	広戸宗弘亭												○	
〃 . 2. 15	高倉永継亭									○		○		
〃 . 2. 17	室町殿							○	○	○	○	○		
〃 . 2. 22	甘露寺親長亭							○	○	○	○	○	○	○
〃 . 2. 24	高倉永継亭									○	○		○	
〃 . 5. 2	〃									○	○		○	
〃 . 8. 4	甘露寺親長亭							○	○		○	○	○	○
文明16(1484). 正. 20	〃									○		○		
〃 . 正. 23	徳大寺実淳亭	○						○	○		○	○	○	○
〃 . 3. 8	甘露寺親長亭							○		○	○	○	○	○
〃 . 4. 22	〃							○		○	○	○	○	○
〃 . 10. 4	〃							○		○		○	○	○
〃 . 10. 6	飛鳥井雅親亭							○	○	○		○	○	○
〃 . 10. 7	甘露寺親長亭							○		○		○	○	○

表10 『親長卿記』鞠人グ

年 月 日	鞠 場	(公 家)														
		徳大寺実淳	三條西	飛鳥井	飛鳥井	姉小路	園基	高倉永	高倉永	高倉泉	松殿忠親	甘露寺元親	中門宣賢	万路	薄小	五辻以富
文明17(1485). 2. 4	甘露寺親長亭	○						○			○	○				
〃 . 3. 1	〃										○	○				
〃 . 3. 13	〃										○	○				
〃 . ③. 14	〃	○									○	○	○	○	○	○
〃 . 4. 18	高倉永継亭										○	○				
〃 . 6. 16	甘露寺親長亭	○									○	○	○	○		
文明18(1486). 2. 26	〃	○	○								○	○				
〃 . 2. 30	高倉永継亭	○	○								○	○				
〃 . 3. 2	飛鳥井雅親亭	○	○								○	○				
〃 . 4. 24	甘露寺親長亭	○									○	○				
〃 . 8. 28	〃	○									○	○				
〃 . 9. 11	〃	○	○								○	○				
〃 . 9. 12	〃	○									○	○				
〃 . 9. 17	〃	○									○	○				
文明19(1487). 2. 13	内裏		○								○	○				○
〃 . 6. 9	甘露寺親長亭										○	○				○
長享元(1487). 10. 29	〃	○									○	○				○
〃 . 11. 6	〃	○									○	○				○
〃 . 11. 15	広戸宗弘亭	○									○					
〃 . 11. 23	徳大寺実淳亭	○	○								○	○	○			
長享2(1488). 2. 16	甘露寺元長亭										○	○				
〃 . 2. 17	〃										○	○				
〃 . 3. 29	〃	○	○	○							○	○	○			
〃 . 4. 10	高倉永継亭	○									○	○				
〃 . 4. 12	甘露寺親長亭	○									○	○				○
〃 . 4. 18	〃	○									○	○				○
〃 . 4. 22	飛鳥井亭?	○	○								○	○				

表11 『親長卿記』鞠人ダ

年 月 日	鞠 場	鞠 (公 家)																		
		近衛政家	近衛尚政	鷹司政尚	飛鳥井雅康	飛鳥井雅康	園基	高倉永弘	高倉泉弘	高殿忠賢	松里小路賢緑	武者露親元	甘露寺伊	甘露寺伊	甘露寺伊	富小路資	伊勢貞直	広戸次郎	広郷政泰	
長享2 (1488). 9. 7	甘露寺親長亭				○	○			○	○										
〃 .10. 5	甘露寺元長亭				○				○	○										
〃 .10. 6	飛鳥井雅康亭				○							○								
〃 .10.20	因幡堂				○							○								
〃 .11. 5	甘露寺親長亭				○				○	○		○	○							
長享3 (1489). 2.17	〃				○				○	○		○	○							
〃 . 5.16	〃				○				○	○		○	○							
〃 . 5.21	飛鳥井雅康亭				○	○			○			○							○	
延徳元 (1489).10.18	甘露寺元長亭				○	○	○	○	○			○	○						○	
延徳2 (1490). 3. 6	〃				○	○	○	○	○			○	○	○					○	
〃 . 4. 3	〃				○	○	○	○	○			○	○	○						
〃 . 4. 8	〃				○	○	○	○	○			○	○	○						
〃 . 4.19	富小路俊通亭				○	○						○							○	
〃 . 5.11	甘露寺元長亭				○	○			○			○	○							
〃 . 8. 9	甘露寺親長亭				○	○			○	○		○	○	○					○	○
延徳3 (1491). 2.14	飛鳥井雅康亭				○							○								
〃 . 2.25	甘露寺元長亭											○	○							
〃 . 3. 5	飛鳥井雅康亭				○	○						○	○							
〃 . 3.12	甘露寺元長亭				○	○	○	○	○			○	○	○						
〃 . 3.15	四宮長能亭				○	○						○	○						○	○
〃 . 4.20	飛鳥井雅康亭				○	○	●	○	●			○	○					○	○	○
〃 . 8. 6	甘露寺元長亭																			
〃 . 8. 8	鷹司政平亭	○	○	○	○	○						○	○	○						
〃 . 9. 6	甘露寺元長亭												○	○						
〃 . 9. 9	飛鳥井雅康亭				○	○														○
〃 . 9.15	雅平亭				○								○	○						○
〃 . 9.21	飛鳥井雅康亭				○	○							○	○						○

表12 『親長卿記』鞠人グ

年 月 日	鞠 場	鞠 (公 家)														
		近衛	鷹司	飛鳥	飛鳥	阿野	園	高	高	松	武	勸	甘	甘	万	富
延徳 3 (1492). 10. 11	甘露寺元長亭											○	○	○	○	○
〃 . 10. 22	園基富亭											○	○			○
〃 . 11. 1	飛鳥井雅康亭											○	○			
延徳 4 (1493). 3. 4	甘露寺元長亭											○	○	○		
〃 . 3. 15	因幡堂											○	○			
〃 . 3. 19	甘露寺元長亭											○	○	○	○	○
〃 . 5. 8	飛鳥井雅康亭											○				
〃 . 6. 6	近衛政治家亭	○	○													
〃 . 6. 8	四宮長能亭															
〃 . 6. 19	〃															
〃 . 6. 26	甘露寺親長亭											○	○	○		
〃 . 7. 1	近衛政治家亭	○	○													
〃 . 10. 8	〃	○	○	○	○							○	○			○
〃 . 11. 1	甘露寺親長亭											○				
〃 . 11. 13	飛鳥井雅康亭											○	○			○
明応 2 (1493). 2. 18	甘露寺元長亭											○	○	○		
〃 . 4. 20	甘露寺親長亭											○	○			
〃 . 6. 1	上原賢家亭											○	○	○		
〃 . 6. 17	近衛政治家亭	○	○													○
〃 . 7. 3	甘露寺親長亭											○	○			
〃 . 8. 24	〃											○	○	○		
〃 . 10. 26	〃											○	○			
明応 3 (1494). 5. 20	飛鳥井雅康亭											○	○			
〃 . 7. 7	七ヶ所鞠	○	○	○	○							○	○	○		○
〃 . 7. 27	上原賢家亭	○	○									○	○	○		○
明応 4 (1495). 10. 1	因幡堂	○	○	○								○	○			○
明応 5 (1496). ②. 21	内裏	○	○	○								○	○			○

表13 『親長卿記』鞠人ダ

(武家)(賀茂社)(その他)										人		
万富 里小 路賢 房	廣武 戸田 宗元 弘信	細川 川元 春國	細川 川高 政賢	上齋 野中 務丞	四額 藤元 右丞	若葉 宮長 宗朝	棟諸 師寺 槻与 某	泰光	久平	久久	邦	備考
○	○			○	○		○	○	○	○	○	勝仁親王会。
○		○	○				○	○	○	○	○	政春、高国音信なく所望により参加、近日数寄云々。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	この日の薬師寺与一は元一。
○		○	○				○	○	○	○	○	その他、細川被官人。

ループ蹴鞠会鞠人一覧(8)

つぎに血縁・姻戚関係の面であるが、ここにおいてもこの関係が重要な役割を果たしている。まず中心となる飛鳥井・甘露寺・高倉三家をみると、甘露寺家と高倉家とは前述のように遅くとも文明十二年(一四八〇)四月には元長と永継女子との婚約が成立している。また、『親長卿記』明応四年(一四九五)十二月六日条に「江南院室(飛鳥井雅康)家二葉有産意気云々、仍病悩」、同十日条に「江南院室去歳一不便々々」とあり楽邦の室に雅康女子があったことが知られる。もっとも、関連記事はこのふたつだけであり婚姻成立年次はあきらかにしえないが、文明十二年時、この雅康女子は十六歳であり、年齢のうえからは婚約・婚姻が成立していたとみてもおかしくはない。

つぎに他の会衆の関係だが、大半が前節の甘露寺家月次会会衆と重なるのでここではそれ以外の者について指摘しておく。日野政資(表8-10)が徳大寺家との所縁をもつ。実淳の姉妹善福院は文明四年(一四七二)日野烏丸益光の許へ婚出したが、益光は父資任に先立ち死去したため、翌同八年八月に政資弟冬光が後嗣として烏丸家へ転出した。このとき冬光は四歳であり、この善福院が養母となつたのはうたがいない。そして、勢多忠兵衛はこの日野家被官である。また、勧修寺家と飛鳥井家とは、政頭之母つまり父教秀の室が

年 月 日	鞠 場	鞠 (公家)										
		飛鳥井雅康	飛鳥井雅康	飛鳥井雅康	飛鳥井雅康	飛鳥井雅康	飛鳥井雅康	飛鳥井雅康	飛鳥井雅康	飛鳥井雅康	飛鳥井雅康	飛鳥井雅康
明応5 (1496). 3. 26	内 裏	○	○									
明応6 (1497). 4. 5	甘 露 寺 親 長 亭	○		○	○	○	○					
” . 4. 21	内 裏	○	○	○	○	○	○					
明応7 (1498). 2. 27	甘 露 寺 親 長 亭	○	○		○	○						
” . 5. 10	飛 鳥 井 雅 康	○	○	○	○	○						
” . 5. 14	”	○	○	○	○							
” . 7. 7	細 川 政 春 亭		○			○	○					

表14 『親長卿記』鞠人グループ

雅康の叔父雅永女子であり、政頭と雅康とは従兄弟にあたる。なお、文明十五年（一四八三）正月二日高倉亭会（表10）の龍首座は親長末弟である。

口、武家会衆

鞠人グループには武家の名もみられる。武家会衆は後述するように飛鳥井門弟でもあり、武家邸会のおりには雅康が公家会衆を招引している。武家会衆はまず守護家・將軍家近習、文明十八年（一四八六）以降（表11・14）は細川氏とその被官人などがこれに加わっている。これを整理するとつぎのようになる。

守護家……山名豊時 武田元信

幕府近習……小笠原持清（將軍家弓馬師範・奉公衆（番衆））伊勢貞誠（義政申次）伊勢貞頼（義尚申次）大館尚氏（同）

本郷政泰（奉公衆（番衆））左脇某（同）小坂某（同）

廣戸宗弘（同？）廣戸次郎則忠（同）廣戸宗弘子。

細川氏……細川政春 細川高国（政春子）細川政賢（政春従兄弟）

細川被官……上原賢家（賢家子）上原元秀（同）上原神

四郎（同）上野中務丞 齋藤元右 四官長能 額田宗朝

（長能）薬師寺与一（元長か元一か）鴨居（井）某 大

平中務丞 若槻某 原田某

赤松被官……後藤則孝

不 詳……藤右衛門

このうち公家会衆との姻戚関係としては、細川政春姉妹が徳大寺実淳室⁽⁶⁶⁾となつてゐることがあげられる。史料的には婚姻成立年次、実淳子息の生母ともに不詳だが、嫡子公胤は長享元年（一八四七）の誕生⁽⁶⁷⁾であり、公胤生母を政春姉妹とする⁽⁶⁸⁾とこの婚姻は遅くともこの年には成立していることになる。

ハ、賀茂社司

賀茂社司では蹴鞠が技芸のひとつとしてあり、内裏や室町殿へ祇候しその技を披露した。社司は松下・森・鳥大路などがあり、貞久・家久父子は森家、棟久は松下家⁽⁶⁸⁾だが、寡聞にして社司の全貌はわからない。

蹴鞠会は師範飛鳥井雅康を奉行に、内裏では公家と賀茂社司、室町殿ではこれに武家を加え鞠人が構成され、行なわれた。鞠人グループはイコールこれらの鞠人でもあり、鞠人グループ主催の会はこれの習礼の意味もあった。グループの会は、姻戚関係によつて結ばれる三家を中心に、公家会衆は家格秩序を維持しつつは顔ぶれを変えることなく、これに武家や賀茂社司を交え行なわれた。しかし、武家会衆に焦点をおいてみると、従前の幕府近習で固められていたものが、文明十八年（一四八六）段階（表8・9）で細川氏とその被官が大挙参入し、以降、近習とくに奉公衆（番衆）の名が消えるという変化がみられるのである。会は公家を中心に賀茂社司とそして武家会衆が時宜によつて変化しつつ参加し、展開していったのである。

補論 家格と婚姻

本章において甘露寺家月次会・『親長卿記』蹴鞠会鞠人グループの公家会衆は主に家格規制と姻戚関係というふたつの要素のもとに構成されていることがあきらかになった。『尊卑分脉』から公家の婚姻関係を探っていくとおよそつぎのようなことがいえる。摂家の婚姻関係はその確立にしたがいイトコ婚を中心にし、五摂家確立後は五摂家内での婚姻が中心となる。またこのほか女子は天皇家への入内、皇親家との婚姻がみられ、格下の男子との婚姻はない。閑院流のうち清華家の西園寺・三条・徳大寺

の三家は撰閲家や同格の清華家、格下の羽林・名家から女子を娶嫁するなどの展開をみせる。名家の勅修寺流は撰家との婚姻は稀であり、その中心は羽林・名家の同格家を中心となる。要するに公家の婚姻は女子の移動をもって考えることができ、猶子などの破格をのぞき同格家同士の対等婚、格上家との上昇婚でも、ワンランク上の家を中心となる。そこに家格による婚姻の階層性が存在し、内親王にいたっては斎宮となるか出家以外に生きる道はない。このような家格による婚姻の階層性に加え、姻戚という情宜的關係が公家社会という狭少な社会のなかで連鎖的につながると、右にみた家格と姻戚関係を要素とする公家集団が形成されるのである。なお、公武婚についてはこのかぎりではなく、むしろ公武関係の歴史的要因によって成立したものと見える。

二 和歌・蹴鞠師範飛鳥井家

既述のとおり、甘露寺家月次会では毎年正月会の出題を和歌・蹴鞠師範飛鳥井雅康が行ない、『親長卿記』鞠人グループの中心にはやはり雅康があった。

和歌・蹴鞠師範というのは朝廷における飛鳥井家の家職である。峯岸義秋氏の『歌合の研究』⁽⁷⁰⁾は各歌合を編年整理したもののだが、表15はこれをもとに、とくに室町期文明以前の内裏・公家・將軍家の歌合とその判者をあげ、飛鳥井家の和歌師範としての活躍の様子を示したものである。このうち④⑩⑪⑫と一条兼良が判者を務め、⑬以降は飛鳥井雅親がこれに替わり、⑭では弟の雅康が題を決定している。雅親が本格的に判者を務めるようになったのは文明十三年（一四八一）八月二日の兼良の死によるものであり、雅親はこれにより事実上宮廷歌壇の主宰者となったわけであるが、兼良との関係でいえば、⑤では雅世が兼良とともに両判をなし、⑥では雅世、⑦では雅親が判者としてあり、飛鳥井家の地位が兼良によって犯されていたのではなく、兼良がその当代一の学才に加え、撰閲家の最上臈としての社会的地位により、飛鳥井家を超越した存在としてあったものといえよう。

蹴鞠師範としての地位も和歌と同様であり、宮廷蹴鞠の主宰者としてあった。永享十一年（一四三九）六月二十二日には宮中で「禁中鞠場」設置の事が決定され、作事奉行には雅世が任じられ、⁽⁷¹⁾文明四年（一四七二）正月二十日の

年代	歌合名	判者	出典
① 一四〇七年	応永十四年二十七日内裏九十番御歌合	不明	『群書類従』十三・和歌部
② 一四一五年	応永二十二年七百番歌合	不明	『群書類従』十三・和歌部
③ 一四四三年	嘉吉三年二月十日前撰政家歌合	衆議判	『統群書類従』十五上・和歌部
④ 一四四六年	文安三年詩歌合	衆議判	『群書類従』十三・和歌部
⑤ 一四五〇年	宝徳二年十一月仙洞歌合	一条兼良、飛鳥井雅世	〃
⑥ 一四五一年	宝徳三年八月十一日百番歌合	飛鳥井雅世	〃
⑦ 一四五五年	康正元年十二月十七日内裏歌合	飛鳥井雅親	〃
⑧ —	八十番内裏歌合	不明	〃
⑨ 一四六三年	寛正四年十月二日六十番歌合	後花園院	〃
⑩ —	公武歌合	一条兼良	『群書類従』十三・和歌部
⑪ 一四七三年	文明五年十一月七日按察使親長卿家歌合	一条兼良	〃
⑫ 一四七七年	文明九年七月七日七首歌合	衆議判	〃
⑬ 一四七八年	文明十年八月二日歌合	衆議判	〃
⑭ 一四七八年	文明十年九月尽歌合	衆議判	〃
⑮ 一四八一年	文明十三年十一月十五日三十番歌合	飛鳥井雅親	『統群書類従』十五上・和歌部
⑯ 一四八二年	文明十四年六月十日將軍家歌合	飛鳥井雅親	『群書類従』十三・和歌部
⑰ 〃	文明十四年閏七月將軍家歌合	飛鳥井雅親	〃
⑱ 〃	文明十四年九月二十八日詩歌合	不明	〃
⑲ 一四八三年	文明十五年正月十三日詩歌合	衆議判	〃
⑳ 一四八六年	文明十八年三月十六日殿中十五番歌合	飛鳥井雅親	〃

表15 室町期文明以前内裏・公家・將軍家歌合（峯岸義秋氏『歌合の研究』より作成）

内裏蹴鞠会のさいには前日に雅康が開催の奉書を出している⁽⁷²⁾。また、「師範」というからにはその門弟が存在するこ
とになる。文明七年(一四七五)二月には当時二十二歳の勸修寺政頭が和歌・蹴鞠両道の入門を願ひ出てこれを拒否
されている。このことについて政頭の相談をうけた親長はつぎのように書きとめている。政頭のいうには、和歌・蹴
鞠のそれぞれに入門したい旨を書状で雅康を通じ雅親に尋ねたところ、急なことで許可できないとの返事であった。
そこで政頭に、急に願ひ出てもことわられるのは当然のことだ。自分も以前に雅世に申し入れたところ同じような返
事をもらったことがあると答えたというのである⁽⁷³⁾。延徳三年(一四九一)三月五日には親長嫡孫伊長(當時は教長)八
歳が門弟となった(表12)が、このうち同月十二日に甘露寺本邸正親町亭で蹴鞠会が行なわれ伊長も参加し、親長はこ
れに「此小生来鞠教寄、仍去五日成二楽門弟了、今日初構鞠場、自愛了」と註記している⁽⁷⁴⁾。飛鳥井門弟には当然のこ
とではあるが無秩序になれるのではなく、入門の手続きを経てはじめて門弟として認められるのであり、飛鳥井門弟
となつてはじめて公式の蹴鞠会参加資格が得られた。朝廷公認の師範はイコール朝廷技芸の家元として存在してい
るのである。

飛鳥井家の師範家としての活動の場がこのまま朝廷内で完結しておれば、師範家飛鳥井もたんなる朝廷の文芸・技
芸吏僚にすぎない。しかし、実際はそうではなくて、飛鳥井家の活動は朝廷内にとどまらず幕府行事にもその家職を
もって干与していた。幕府も朝廷を模して和歌会や蹴鞠会を催し、その奉行には飛鳥井家をあてていたのである。義
教政権期、將軍就任後初の正長二年(一四二九)四月の室町殿月次和歌会では雅世が出題し⁽⁷⁵⁾、永享五年(一四三三)正
月の幕府歌会始では題が前日に雅世によって決定され、当日の読師は雅世、講師は弟雅永であった⁽⁷⁶⁾。また、永享四年
(一四三三)四月二十日の室町殿蹴鞠会は公家から七人、賀茂社からふたりの九人の鞠人によって行なわれ、うち飛
鳥井家からは雅世・雅永・資雅の三名が、永享五年(一四三三)三月二十九日の室町殿蹴鞠会では公家鞠人六人のう
ち飛鳥井家からは雅世・雅永・雅親の三名が参加し、他の公家鞠人はいずれもすべて家を異にしている。このよう

年 月 日	御 成 先	典 拠
宝徳2 (1450) . 正. 2	畠 山 持 国 亭	『康 富 記』
宝徳3 (1451) . 12. 6	烏 丸 資 任 亭	〃
享徳2 (1453) . 7. 7	細 川 勝 元 亭	『臥 雲 日 件 録』
亨徳3 (1454) . 正. 23	〃	『師 郷 記』
〃 . 4. 19	烏 丸 資 任 亭	〃
〃 . 7. 4	細 川 勝 元 亭	『康 富 記』
〃 . 10. 10	〃	『師 郷 記』
康正元(1455) . 12. 13	畠 山 義 就 亭	『斎 藤 基 恒 日 記』
康正2 (1456) . 正. 10	伊 勢 貞 親 亭	『師 郷 記』
〃 . 正. 12	斯 波 義 敏 亭	〃
〃 . 正. 23	細 川 勝 元 亭	〃
〃 . 2. 22	飛 鳥 井 雅 親 亭	〃
〃 . 3. 2	畠 山 義 忠 亭	『応 仁 略 記』
康正3 (1457) . 3. 5	飛 鳥 井 雅 親 亭	『山 科 家 礼 記』
長禄2 (1458) . 正. 5	畠 山 義 就 亭	『在 盛 卿 記』
〃 . 3. 16	伊 勢 貞 親 亭	〃
長禄3 (1459) . 正. 26	京 極 持 清 亭	『碧 山 日 記』
〃 . 8. 10	飛 鳥 井 雅 親 亭	〃
〃 . 11. 15	細 川 持 賢 亭	〃
〃 . 12. 11	細 川 勝 元 亭	『蔭 涼 軒 日 録』
長禄4 (1460) . 正. 26	京 極 持 清 亭	『碧 山 日 記』
〃 . 4. 16	飛 鳥 井 雅 親 亭	『垂 槐 集』
〃 . 6. 27	細 川 勝 元 亭	『蔭 涼 軒 日 録』
〃 . 7. 5	一 色 義 直 亭	『長 禄 四 年 記』
〃 . 8. 12	〃	〃
〃 . 8. 29	伊 勢 貞 親 亭	〃
〃 . 11. 22	一 色 義 直 亭	〃
寛正2 (1461) . 2. 17	〃	『蔭 涼 軒 日 録』
〃 . 4. 19	日 野 勝 光 亭	〃
〃 . 12. 3	山 名 持 豊 亭	〃
〃 . 12. 23	日 野 勝 光 亭	〃

表16 將軍足利義政、寛正2年以前御成一覧（『史料総覧』より作成）

飛鳥井家の活躍は周知のように將軍義教の庇護によるもので、『新統古今和歌集』編纂も義教の発意により、撰者雅世も義教によるものであり、さらにこのころ雅永は將軍家司であった。⁽⁸⁰⁾義教の飛鳥井家の庇護と飛鳥井家の義教への追従は、同時に朝廷の文芸・技芸吏僚を臣下にくみ込んだことでもあり、朝廷の文芸・技芸である和歌・蹴鞠もこの段階で幕府に公認の文芸・技芸となり、『新統古今和歌集』編纂開始の経緯からも、権門体制国家公認の文芸・技芸となったのである。

この將軍家と飛鳥井家の関係は義政政権期も変わらない。表16は寛正二年(一四六一)以前の將軍義政の「御成」のうち内裏・寺社をのぞいた公家・武家へのものを列挙したものだ、これをみると義政の御成先は武家については赤松をのぞいた三管四職と京極持清それに政所執事伊勢貞親亭という幕府中枢に限られている。ところがこれと同様に御成をうけている公家が三家ある。このうち烏丸資任・日野勝光は將軍家の姻族であるのに対し、飛鳥井雅親にはこういった將軍家との所縁がない。康正三年(一四五七)三月五日の御成のさいには雅親亭で蹴鞠が行なわれ、⁽⁸²⁾長祿四年(一四六〇)四月十六日の御成は雅親自身が「此蓬屋に室町殿わたらせ給ひて題をさくりて二十首歌よませ給うと書きのこしているように、⁽⁸³⁾義政の雅親亭への御成は和歌・蹴鞠によるものであった。飛鳥井家はその家職をもって三管四職らと同様に幕府の中枢にあったのである。將軍の各家臣への御成は幕府・將軍への求心性とかかわって家門の名誉となったが、⁽⁸⁴⁾飛鳥井家の義政政権期の將軍家との庇護追従関係はこの段階でも継続され、義政の飛鳥井家御成もこれと同様の意味があったといえよう。これ以降の飛鳥井家への御成は確認しえないが、表15での⑩⑪や室町殿蹴鞠会、とくに文明十二年(一四八〇)三月に義尚が飛鳥井門弟となっている(表8)ことはひき続き右の関係にあることを示し、飛鳥井家が権門体制国家公認の文芸・技芸の主宰者の地位にあったことをものがるものである。

三 齋藤利国と甘露寺家

甘露寺家月次会には明応二年（一四九三）四月会、同年閏四月会、明応三年（一四九四）三月会、同年四月会（表5）と、美濃の齋藤利国（持是院妙純）が頭役として参加している。前述のように利国と甘露寺家とは親長猶子の女子（山名氏被官垣屋氏の一族野間入道女子、松蔭庵利貞尼）が利国のもとへ婚出し、利国は親長のいわば娘婿となる。⁽⁸⁵⁾ その婚姻年次は不明だが、嫡子又四郎（利隆、持是院妙全）が天文七年（一五三八）に六十四歳で死去していることから逆算して文明七年（一四七五）には又四郎の誕生となり、利貞尼が後室でないかぎり、これ以前となる。利国の月次会参加の所縁はいうまでもなくその婚姻関係にあり、これは、公家と中間地域の武家との公武婚の事例のひとつとしても重要である。本章ではその婚姻のもつ意味をあきらかにし、利国の月次会参加の背景を探ってみたい。

美濃の齋藤氏は妙椿の段階で守護代として守護土岐氏と主従関係をもつ一方で、幕府奉公衆としても直接將軍家とも主従関係を結んでおり、妙椿は守護代の枠を越え自立権力として隣国への軍事支配権を確立した。妙椿は文明十二年（一四八〇）二月に死去し、五月には後継となった妙椿の「姪」⁽⁸⁷⁾で猶子の利国は、幕府の支援をうけのち守護土岐成頼のもとで権力を拡大していく妙椿兄利藤との対抗関係に入り、文明十八年（一四八六）には興福寺より薬師寺別当領江州豊浦庄代官職に補任されるなど「当時其威満教州」⁽⁸⁸⁾の軍事力をもち、明応五年（一四九六）五月には船田合戦で成頼・利藤派を敗り美濃一国の支配権を確立した。しかしこののち將軍義尚の近江出陣に参戦し、十二月、馬借・郷民の土一揆に敗れ自害したのであった。⁽⁹⁰⁾

さて、両家の交流は文明十三年（一四八一）八月二十八日の親長長男楽邦の美濃下向を初見として大永三年（一五二二）八月十七日の親長正忌告利講に美濃雑掌四郎右衛門が参列するまでの四十二年間にわたって確認され、かなり実意をもって行なわれたようである。表17は両家の交流の経過を一覧化したもので、このほか文明から利国死去までの

間、利貞尼個人の上落、書状の送付もあった。例年の年始祝詞の往復、年末年始における利国からの用立、利国若党の甘露寺亭警固、さらには利国・親長死去ののちも続く贈答や甘露寺家の美濃下向、そして親長正忌舎利講における美濃雜掌の参列はその実意のあらわれである。しかし、毎年二千疋の用立に加え、明応四年（一四九五）の除目費用二千疋の用立、さらには甘露寺家の美濃下向時における接待など、交流の収支関係は利国側の一方的な支出に委ねられており、ダメージの程はともかく、経済的にはまったくの利国側の損失である。

戦国大名間では相互に協調体制をとるために女子を婚出させて姻戚関係を結ぶ政略結婚がみられ、それなりに効力を発揮した。利国は延徳三年（一四九一）五月には十三歳の女子を朝倉方へ婚出させ、明応四年（一四九五）四月には元長長女を猶子にして織田兵庫頭のもとへ婚出させており、これらの婚姻はそのような意味での政略結婚といえるのだが、甘露寺家との公武婚にはこのようなメリットはない。この婚姻の成立事情はあきらかではないが、明応四年（一四九五）四月の元長長女の織田兵庫頭への婚出について『親長卿記』はつぎのように記している。

十六日 晴、今日予孫女、中納言元長卿、第一女、十四歳、下遣濃州□□院女房（持之是之）東向所望之故也、或所嫁娶之用云々、

廿一日 晴、予孫女今日嫁娶尾州織田兵庫頭許云々、

つまり、十六日の記事では利国室の要請に応じて元長長女を美濃に下向させることになったが、その理由は「或所」に婚出させるのだというも、相手先の名がわかっていない。五日後の二十一日になってようやくそれが尾張の織田兵庫頭であると伝えられたのである。おなじようなことは永正八年（一五二一）にもみられ、元長は七月「自美濃小女事」下向要請をうけている。（92）結局このときは十月になって「濃州小女下向事有違約之儀」となったが、これに加えて永正十五年（一五二八）四月には中御門宣秀女子が駿河・遠江守護今川氏親の要請で遠江守護代朝比奈泰能のもとに婚出していることなど、このころの公武婚は武家側の要請ですすめられたといえ、利国と利貞尼の婚姻も利国側の要請とみてまちがいない。

年 月 日	事 項	出 典
文明13(1481). 8. 27	楽邦, 美濃下向。	『親長卿記』
文明15(1483). 9. 17	利国室と女子, 石山詣のち甘露寺亭を訪れる。	〃
文明16(1484). 正. 27	親長, 義尚の仰により, 美濃の利国へ「恵慶法師集」の進上を求め, 同時に年始の祝詞を送る。	〃
〃 . 2. 4	親長, 美濃の利国より「恵慶法師集」を送らる。同時に例年どおりの祝詞返事と, 親長夫婦に各五百疋を送らる。	〃
文明17(1485). 正. 22	親長, 利国の前南禅寺住持二法寺以篤信中の禅師号諡号執奏申請のとり次ぎをする。	『御湯殿の上の日記』
〃 . 4. 27	後土御門院, 利国の執奏により, 以篤信中に統燈西院禅師号の諡号を行なう。	『親長卿記』
文明18(1486). 3. 11	利国若党三人, 夜盗の出没のために甘露寺亭を警固する。	〃
〃 . 3. 18	親長, 富小路俊通の美濃下向につき, 利国をもって守護土岐成頼に対し俊通への懇志を頼むように楽邦にことづける。	〃
〃 . 6. 5	楽邦, 美濃下向。	〃
文明19(1487). 正. 19	楽邦, 美濃より上洛。	〃
長享元(〃). ⑩. 29	親長, 利国より禁裏料所美濃伊自良庄直務に関する奉書に親長の副状を請われ, これを進上。	〃
延徳 2 (1490). 正. 20	利国室, 足利義視室と同道して上洛。年来利国扶助のところ, この度上洛。	〃
延徳 3 (1491). 12. 19	親長, 美濃の利国より鳥目二千疋を送らる。	〃
明応 2 (1493). 3. 26	利国, 親長より除目費用調達を依頼され, 二千疋を進上。	〃
〃 . 4. 13	利国, 甘露寺家月次会に参加し, 頭役を務む。	〃
〃 . ④. 13	〃	〃
〃 . 12. 26	親長, 利国より「年越之物」二千疋を送らる。	〃
明応 3 (1494). 3. 13	利国, 甘露寺家月次会に参加し, 頭役を務む。	〃
〃 . 4. 13	〃	〃
明応 4 (1495). 3. 8	親長, 美濃の利国の宿願により, 姉小路明神に参詣。	〃
〃 . 4. 16	元長長女, 美濃の利国室のお求めにより, 尾張織田兵庫頭の許へ婚出。	〃
明応 5 (1496). 正. 9	親長, 美濃の利国より二千疋を送らる。	〃

〃 .正.24	親長,美濃の利国の要請により高松明神に参詣。	〃
〃 .2.11	利国,親長へ室の「所勞大事」の旨の書状を送る。	〃
〃 .2.16	親長,利国書状をうけ,利国室のために祈禱を行なう。	〃
〃 .2.19	甘露寺家青侍元継,利国室所勞見舞のため美濃に下向。	〃
〃 .6.12	後土御門院,伊自良庄代官美濃守護代齋藤利藤を年貢無沙汰につき罷免し,利国を新代官とする。親長,利国にこれを申し下す。	〃
〃 .8.11	利国,楽邦の折紙をもって権大僧都を請い,補任さる。	『実隆公記』
〃 .12.11	利国,近江にて戦死。親長,これを嘆く。	『後法興院記』『親長卿記』
明応7(1498).正.13	親長,美濃の利国室(松蔭庵利貞尼)と利国嫡子又四郎へ引合・扇などを送る。	『親長卿記』
明応8(1499).	楽邦,この年より文龜元年(1501)まで美濃在国。	『宣胤卿記』
明応9(1500).6.	又四郎,出家。	『大乘院寺社雜事記』
〃 .7.17	親長,美濃にて死去。	『後法興院記』
〃 .8.19	朝子(親長女子・中御門宣胤室),美濃に下向。	『元長卿記』
文龜1(1501).2.1	親長室と朝子,美濃より上洛。	〃
〃 .10.7	楽邦,これ以前に美濃より上洛。	『宣胤卿記』
〃 .12.2	楽邦,美濃より上洛。	〃
文龜3(1503).8.29	元長,美濃下向を告げるため,三条西実隆を訪れる。	『実隆公記』
〃 .10.5	元長,これ以前に美濃より上洛。	〃
文龜4(1504).正.4	元長,美濃の齋藤彦四郎より書状・青銅三百疋を送らる。	『元長卿記』
永正3(1506).10.10	元長,美濃に下向。	『実隆公記』
〃 .11.23	元長,美濃在国。	〃
永正5(1508).11.4	楽邦,美濃に下向。	〃
永正6(1509).9.11	楽邦死去。	〃
永正8(1511).7.30	元長,美濃よりの「少女下向」の要請を三条西実隆に依頼し,実隆,さらにこれを鷹司政平室(一条兼良女子)に依頼する。	〃
〃 .10.21	「少女」美濃下向の儀,成らず。	〃
(永正年間)	松蔭庵,京都・美濃間を往復。	〃
大永3(1523).8.17	美濃雑掌四郎右衛門,親長正忌舎利講に参列。	〃

表17 甘露寺家と齋藤(利国)氏の交流

ではなぜ利国は甘露寺家との婚姻を求めたのであろうか。一般的に地方大名の將軍・天皇への接近は自らの權威的基盤の確立を企図したものとされ、勝俣鎮夫氏も利国の船田合戦直後の権大僧都補任要求を戦国大名としての新しい權威づけを求めたものとしているが、この補任要求は楽邦の折紙によってなされたものであり、これもまず甘露寺家との關係のなかで論じられなければならない。両家の交流が両家間の稗のなかで完結してゐるかぎりはその実意の様子を示しうるにとどまるが、事がこの稗を越えて展開する場合、甘露寺家は利国と將軍・天皇との結節点の役割を果たすことになる。文明十六年（一四八四）の利国の義尚への「惠慶法師集」進上、翌月十七年（一四八五）の利国執奏による後土御門院の二法寺信中への統燈西院禪師号諡号、明応五年（一四九六）八月の利国の権大僧都補任要求とその勅許などはいずれも甘露寺家が取次役となっている。利国の「転大」申請は、まず親長長子楽邦の折紙によって楽邦の従兄弟で侍従の三条西実隆の手を経て勾当内侍に申し入れられる。そして天皇と実隆の協議により勅許となり、さきの折紙に勅許の旨を書き記し、大納言典侍局において楽邦にこの折紙を直付して利国の権大僧都補任が発令されたのである。

利国と甘露寺家との關係があらわれる文明十三年（一四八二）八月は妙椿の死後一年六か月、利藤との對抗關係に入つて一年三か月めのことであり、以後の両家の交流は前述のような利国をめぐる社会情況のなかで推移したものであり、利国の甘露寺家への接近は、結論的にいえば、やはり美濃に基盤をすえ將軍―守護―守護代体制の稗とは別個の自立権力として歩もうとする利国の新たな權威づけにほかならない。ただし、それはたんに肩書きにのみ求められるものではなく、自らの権力拡大の過程のなかで、公家との婚姻によって姻戚關係の緊密さが社会構造化している公家社会そのもののなかに入り込み、その軍事・經濟力を背景にしつつも、姻戚關係による公家社会の一員として構造的に朝廷内での勢力拡大とそれにとまなう自らの權威づけを狙つたものであり、公家女子をして他家へ婚出させることなどは対外的な權威の表現ともなる。利国と甘露寺家との交流はそういった利国自らの權威づけの過程であり、利

国の権門体制国家の国芸のひとつである和歌を詠む甘露寺家月次会参会も、この一過程といえ、そして権大僧都補任は船田合戦勝利段階における利国の権威づけの給仕上げであったのである。

四 甘露寺家月次会・『親長卿記』鞠人グループ蹴鞠会と室町幕府

『親長卿記』の現存する文明二年（一四七〇）から明応七年（一四九八）にかけての二十八年間は、幕政のうえからは（一）応仁の乱終結と義政の將軍職辞任↓（二）義尚の將軍職就任と日野勝光・富子の幕政干与↓（三）富子の失脚と↓義尚・細川政元の対立↓（四）政元政権の樹立と推移した時期でもある。これに関してはすでに「將軍権力組織の崩壊」として百瀬今朝男氏の整理があるが、甘露寺家月次会や鞠人グループ蹴鞠会もこの幕政の推移とはけっして無関係ではありえなかった。

(1) 甘露寺月次会と幕府奉行人飯尾氏

甘露寺家月次会には前述のように武家会衆もみられ、このうちとくに幕府奉行人飯尾氏は大挙して参会している。飯尾氏と甘露寺家の接点としてまず考えられるのは、飯尾氏のうちの有力者元連の賀茂奉行と親長の賀茂伝奏との関係である。親長の賀茂伝奏就任の時期はわからないが、『親長卿記』冒頭文明二年（一四七〇）九月三日条には親長が賀茂社の事に干与していることがみられ、すでに賀茂伝奏の職にあったことが知られる。⁽⁹⁸⁾表18は室町幕府奉行人連署奉書のうち明応以前の賀茂社関係分を列挙したもので、署名奉行人のうち左側が日付下に署名した訴人方担当奉行、右側が論人方担当奉行であり、遅くとも長祿三年（一四五九）八月には元連は賀茂奉行を務めていた。⁽⁹⁹⁾

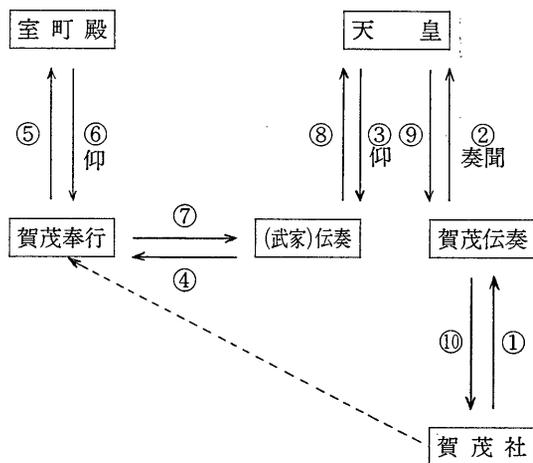
この両者の関係はたとえば、文明三年（一四七一）二月二十二日には賀茂社が親長に賀茂社領撰州三島江関が西軍に破られたことによる替関「江州関」の設置要求をし、親長は二十八日にこれを奏聞、三月三日には（武家）伝奏広

署名奉行人	宛 所	出 典	備考
飯尾貞連	当国田色中坊	『御前落居奉書』	120
飯尾貞連、飯尾為秀	守護(赤松満祐)	『 』	186
飯尾為種、飯尾貞連	守護代	『鳥居大路文書 一』	234
〃	〃	『早稲田大学所蔵加茂神社文書』	235
飯尾貞連、飯尾為行、飯尾為種	賀茂社神主殿	『鳥居大路文書』	257
飯尾貞元、飯尾貞連	多田院雑掌	『多田院文書 補二』	300
治部貞政、飯尾為種	賀茂社雑掌	『大谷仁兵衛氏所蔵加茂神社文書』	318
飯尾為数、斎藤熙基	賀茂社片岡禰宣	『早稲田大学荻野研究室所蔵文書』	321
飯尾貞連、飯尾貞元	当社神主	『大徳寺文書 二 1042号』	367
〔沙弥〕(飯尾貞連?)、飯尾貞元	賀茂川(社)片岡祝	『大谷仁兵衛氏所蔵文書』	405
〃	撰津掃部頭殿	『 』	406
斎藤種基、飯尾之種	壬生主殿(晴富)	『壬生家文書』	546
治部国通、飯尾元連	主殿頭(壬生晴富)	『 』	556
飯尾元連、飯尾為信	当社祝	『三浦周行氏所蔵文書 二』	674
飯尾為信、飯尾之種	山科家雑掌	『山科家礼記』 応仁二年二月十四日条	759
飯尾元連、布施英基	当社祠官	『鳥居大路文書 二』	802
飯尾元連、飯尾為信	当社氏人中	『上賀茂神社文書』	1005
飯尾元連、「兼基」	当所名主沙汰人中	『大谷仁兵衛氏所蔵文書』	1023
飯尾元連、布施英基	賀茂森	『鳥居大路文書 一』	1036
飯尾元連、飯尾為信	聡明丸(細川政元)代	『 』	1037
布施英基、飯尾元連	賀茂社氏名中	『上賀茂神社文書』	1041
飯尾元連、飯尾為信	当所地下人中	『大谷仁兵衛氏所蔵文書』	1065
飯尾元連、布施英基	聡明殿(細川政元)代	『賀茂別雷神社文書 二』	1095
飯尾元連、「兼基」	当所名主沙汰人中	『 』	1096
飯尾元連、松田長秀	当社神主	『尊経閣古文書纂加茂神社文書』	1674
飯尾元連、松田数秀	〃	『大谷仁兵衛氏所蔵加茂神社文書』	1734
飯尾元連、飯尾為規	(欠)	『鳥居大路文書 一』	1795
〃	安富筑後守(元家)	『尊経閣古文書纂加茂神社文書』	1796
〃	当所名主沙汰人中	『賀茂別雷神社文書 一』	1797
飯尾元行、松田頼亮	賀茂社氏人中	『 』	1818
飯尾元行、飯尾清房	当社氏人中	『 』	1961
〃	佐々木小三郎	『 』	1962

備考……今谷明, 高橋康夫編『室町幕府文書集成 奉行人奉書編』文書番号。

年 月 日	内 容
永亨 2 (1430) . 9 . 29	賀茂社領美作国下河内庄年貢内式拾貫文事
永亨 4 (1432) . 9 . 23	賀茂社領脩平申播磨国安志庄衣服米納米并社領内正覺寺押領分等事
永亨 9 (1437) . 9 . 23	賀茂社領若狭国宮河庄領家職和州発向兵糧段銭事
”	”
嘉永元(1441) . 9 . 24	備前国竹原庄并尾張保等事
文安 3 (1446) . 4 . 8	賀茂社領摂津国多田庄内米谷当寺段銭事
文安 4 (1447) . 4 . 8	造内裏段若州宮川庄京济分事
” . 5 . 4	播州塩屋年貢事
宝徳 2 (1450) . 10 . 29	賀茂社領境内河上郷三段、大宮郷五段、中村郷七段、九日田五段等事
” . 12 . 19	持明院新宮敷地事
”	”
長録 3 (1459) . 5 . 25	就賀茂与小野喧嘩事
” . 8 . 17	禁裏御料所小野供御人与賀茂社氏人等相論去五月十九日於当所確執事
寛正 5 (1464) . 12 . 26	賀茂社領和泉国箱作庄与淡輪庄堺山林浦等之事
応仁 2 (1468) . 2 . 16	粟津弥四郎清久申、山城国山科御陵政所職下地等事
文明元(1469) . 9 . 28	賀茂社末社奈良社神主職事
文明 8 (1476) . 8 . 19	賀茂社頭事
文明 9 (1477) . 4 . 2	賀茂貞久申奈良社領賀茂田散在事
” . 7 . 26	賀茂末社奈良社神主職同社領等事
”	奈良社領堺内田地事
” . 8 . 29	土一揆等事
” . 10 . 21	奈良社領賀茂田内散在田地事
文明10(1478) . 4 . 2	賀茂貞久申奈良社領賀茂田散在事
”	”
延徳 2 (1490) . 11 . 4	賀茂社領加賀国金津庄事
延徳 3 (1491) . 8 . 11	”
” . 11 . 22	賀茂社領江州芋生郡船木庄領家職事
”	”
”	”
” . 12 . 26	近江国船木庄下司本家事
明応 3 (1494) . 11 . 18	賀茂社領近江国蒲生郡船木庄下司本家事
”	”

表18 明応以前賀茂社関係室町幕府奉行人連署奉書



賀茂社に関する政務の關係（關係分）

賀茂社の要求とその実現はおよそ図のような経路を経てなされたものと考えられる。このなか賀茂奉行と直接交渉にあたるのは（武家）伝奏であって賀茂伝奏ではない。未曾呂池閣設置問題は勅許がおりずそれはそのまま終わったようだが、この段階では賀茂伝奏は富田政弘氏のいうように公家の政務として幕府から独立している⁽¹⁰⁾。しかし、実際には要件を執行する段階では將軍の「仰」が要求され、公家の政務の（執行するという）結果を幕府に執奏することになり、少なくとも右の事例に関するかぎり幕府は依然としてこの公家側の政務の執行可否権を掌握しているといえるのである。

親長と元連は権門体制下、ともに文筆を業とする公武の実(事)務官僚としての右のような共業関係にあり、飯尾氏の大挙しての参会はこの裏返しであり加えて飯尾氏の同名衆としてのまとまりのあらわれである。『親長卿記』文明五年(一四七三)五月二十日条には飯尾之種の死亡記事があり「不便々々、奉行中穩便之者也」とその死を哀惜している。このほか、甘露寺家がさらに幕府と接近した位置にあることも無視できない。前述の親長女子冷泉局は朽木氏婚出のさい幕府政所執事伊勢貞親猶子(註10)となり、親長は打聞衆として將軍家に近侍していた。(補註1)文明十三年(一四八一)六月会には伊勢彈正が使者として義尚の懷紙短冊見分所望があり(表2)、同名衆の義尚申次伊勢貞頼、政所執事代嵯川親元の参会や執事代の下に寄人として政所機構を構成する奉行人飯尾氏の参会もこれによる。

(2) 鞠人グループ蹴鞠会と奉公衆・「京兆伴衆」

鞠人グループ蹴鞠会は、甘露寺家月次会が武家会衆をふくみつつも公家甘露寺家のイエの行事であったのに対し、権門体制国家の師範飛鳥井を中心に内裏や室町殿への習礼の意味をふくみつつ展開した。このため飛鳥井門弟は武家にもひろがり、將軍家をはじめ各階層にわたり、文明十二年(一四八〇)三月十四日には「御師範」雅親・雅康による義尚への鞠伝授が行なわれ(表8)、文明十四年(一四八二)九月三日甘露寺亭会(表10)に初参加した山名豊時は「近日為飛鳥井門弟、可召具由、昨日案内、可然之由返答」によるものであり、各武家邸会では雅康が鞠人を招引している(表11 広戸亭会)。これに加え既述の伊長の例からも、公式の蹴鞠会参会には飛鳥井門弟であることが要求され、蹴鞠会の武家鞠人はすべて飛鳥井門弟とみてまちがいない。

文明十一年(一四七九)四月の広戸宗弘亭会(表11)をふくめ翌同十二年より展開する鞠人グループの武家会衆は、さきの整理からわかるように文明十七年(一四八五)までは幕府近習とくに奉公衆(番衆)が多数をしめている。この時期は番衆の組織強化をはかりこれを自らの権力基盤とした將軍義尚の事実上の執政期であり、師範家飛鳥井を庇護

し、これを権門体制国家の国芸とし、自らも飛鳥井門弟となつた將軍家のもと、番衆は文官の奉行衆に対して武官・技芸の將軍近習として同じく飛鳥井門弟となり、室町殿会のおりには鞠人のひとりとして鞠場に立つたのである。

文明十八年（一四八六）段階に入り鞠人グループ蹴鞠会には細川氏とその被官が大挙参入することになり、彼らもまた飛鳥井門弟となつたといえる。そして伊勢貞頼、広戸宗弘をのぞき幕府近習、とくに番衆の参会が激減する。この年は幕政のうえからみると、細川政元が八月に侍所の検断権を吸収し、洛中の権断権を一手に行使し、事実上洛中の警察権を掌握した年であり、政元政権樹立にむけて本格的な行動を開始した年でもある。彼らは一家衆・内衆といつた政元の上層被官であり、幕政にも干与した亀泉集証が記す『蔭涼軒日録』に彼らの名があらわれはじめるものこの年を前後としている。彼らは奉公衆（番衆）・奉行衆とは別に「管領伴衆」「京兆伴衆」として一個の集団を形成して政元とともに將軍に近侍したのであつた。文明十七年（一四八五）の番衆と奉行衆の衝突はそれぞれの団結の表出したものだが、政元は奉行衆を支持し義尚と対立の姿勢をみせ「京兆伴衆」も奉公衆（番衆）とは対立関係になり、文明十八年（一四八六）七月にはのちの義尚の近江出陣時に御供衆となつた結城七郎亭にて細川被官安富与三郎被官中沢孫四郎と広戸則忠とが刃傷沙汰を起こし、亭主結城七郎が近江へ出奔する事件がおき、七郎帰洛時には奉公衆二百人ほどがこれを出迎えたといふ。⁽¹⁰⁾ 延徳三年（一四九二）五月には政元亭で將軍義材「御動座」についての評定が行なわれ、その衆十人のうち鞠人として確認される者には細川政賢・上原賢家・同元秀・大平中務丞の四名に薬師寺某があつた。⁽¹¹⁾ 政元は文明十八年（一四八六）を画期としてしだいに幕政に干与し明応二年（一四九三）の政元政権樹立にむけて歩をすすめていった。延徳三年（一四九二）五月には飛鳥井雅俊が幕府蹴鞠師範となり、ときの將軍義材が雅俊門弟となる。⁽¹²⁾ 細川氏とその被官の飛鳥井門弟化と鞠人グループ蹴鞠会への参加は同時に権門体制国家の国芸である蹴鞠の掌握でもあり、政元政権樹立にむけての一道程にほかならないのである。

おわりに

どのような文芸・技芸もその仕手が政治性を帯びるかぎり、その文芸・技芸も政治性の付着から免れることはできない。本稿でとりあげた和歌・蹴鞠もその一例である。そもそも和歌・蹴鞠は宮廷文化として定置され、その最たるものが勅撰和歌集であろうし、勅撰の対象となることから国家文化ともいえる。武家には犬追物・笠懸などの武芸があり、細川政元も大規模な犬追物を催している⁽¹⁰⁾。しかし、これに公家に参加することはなく、あくまでも武家内部の問題にすぎない。また武家がただたんに和歌や蹴鞠を好みそれを嗜むといった程度ならば問題はない。本稿では甘露寺家月次会と『親長卿記』に記される飛鳥井・甘露寺・高倉の三家を中心とする鞠人グループ蹴鞠会を通じて和歌・蹴鞠を国家論にひきつけ、とくに和歌・蹴鞠師範飛鳥井家を権門体制国家の国芸の主宰者と位置づけて検討してきた。甘露寺家月次会はもちろん、鞠人グループ蹴鞠会も本質的には公家の会であった。月次会における飯尾氏の参加は伝奏と奉行衆という権門体制下、ともに文筆を業とする公武の実(事)務官僚の共業関係の裏返しであったといえよう。飯尾氏の参会は文明十九年(一四八七)(表3)を最後にみられなくなり、月次会は公家だけの会となったが、このころに賀茂伝奏と賀茂奉行との関係になんらかの変化があったかもしれないが、これは今後の課題となろう。また、地方武家・幕府近習・細川氏とその被官と三者三様の立場を異にする武家の和歌・蹴鞠への接近は、同時に国芸の主宰者飛鳥井への接近でもあり、彼らの権威への接近、政権樹立への一過程にほかならなかったのである。のちに飛鳥井家は地方武家のなかにも門弟をひろげていく⁽¹¹⁾。それもこれまでに述べてきたことの延長線上にあるのである。

註

七六年)など。

- (1) 芳賀幸四郎『東山文化の研究』(河出書房、一九四五) (2) 永原慶二「前近代の天皇」(『歴史学研究』四六七、一九七二年)、米原正義『戦国武士と文芸の研究』(桜楓社、一九七二年)、池享「大名領国制の展開と将軍・天皇」(『講座

日本歴史4・中世2』、東京大学出版会、一九八五年）など。

(3) 黒田俊雄『日本中世の国家と宗教』（岩波書店、一九七五年）。なお、黒田氏は権門体制は応仁の乱で消滅するとしつつも、遺制と江戸幕府まで残るとしてしている。

(4) 『弁官補任』。

(5) たとえば後土御門院の大嘗会にあたっては、河原御破伝奏を勅修寺教秀が、大嘗会伝奏を甘露寺親長が務めている（『親基日記』文正元年三月二十六日条）。

(6) 『十輪院内府記』文明十六年九月八日条。『親長卿記』同日条。

(7) 『親長卿記』文明五年十月十六日条。

(8) 『群書類従』十三・和歌部に収録される「按察使親長卿家歌合」は文明五年十一月七日付であって、『親長卿記』はこの月十二日に月次会をもったことを記し、七日の歌合のことは触れていない。『史料綜覧』は七日の歌合を十二日においているが、この両者の関係はわからない。

(9) 『親長卿記』文明十三年十月一日条。

(10) 高群逸枝『平安鎌倉室町家族の研究』（栗原弘校訂、国書刊行会、一九八五年）八九八～九〇〇頁。

(11) 『尊卑分脉』。

(12) 『弁官補任』寛正二年条。『尊卑分脉』。

(13) 『親長卿記』文明五年正月二十二日条、同六年三月十一日条。

(14) 『尊卑分脉』。

(15) 『親長卿記』文明五年十二月二十三日条。

(16) 『親長卿記』文明四年十月十四日条。『尊卑分脉』。

(17) 『親長卿記』長享二年正月十五日条。

(18) 『尊卑分脉』。

(19) 『弁官補任』応仁元年条。『尊卑分脉』、『親長卿記』文明三年五月七日条。

(20) 『尊卑分脉』。

(21) 『公卿補任』明応八年条。

(22) 前掲註(10)、八九四頁、九五二～九五四頁。

(23) 前掲註(10)、九四七頁。

(24) 『公卿補任』、『尊卑分脉』。

(25) 『親長卿記』長享三年正月十三日条。

(26) 『親長卿記』長享三年二月二十八日条。

(27) 『親長卿記』文明三年五月二十五日条。

(28) 『大乘院寺社雜事記』延徳四年六月三十日条。

(29) 『親長卿記』文明五年十一月二十三日条。

(30) 『親長卿記』文明三年三月十四日条。

(31) 太田亮「姓氏家系大辞典」「能登」項、「石見」項。

(32) 「永享以来御番帳」（『群書類従』二十九・雑部）。

(33) 『長興宿禰記』文明八年九月十一日条。「東山殿時代大名外様附」（今谷明『室町幕府解体過程の研究』、岩波書店、一九八五年、に所収）。

(34) 前掲註(32)。

(35) 文明十四年六月十七日の甘露寺亭会は「朝鞠」「日中鞠」「晚景鞠」の三時鞠であった。これは五月二十六日に親長の発意により計画され延引を重ねての開催であったが、『親長卿記』によると五月二十六日条に親長は雅康亭を訪れ三時鞠の計画を打ち明け、さらに永継亭へ赴き雅康ともどもこの計画について相談を重ね、当日の六月十七日条に「予、飛鳥中納言宗世、^(雅康)藤宰相等加談会」とあり、翌十八日にはこの日の最上臈となった清華の徳大寺実淳と雅康・永継に礼物を贈っており、以上のことから鞠人グループの中心には飛鳥井・甘露寺・高倉の三家があったといえるのである。

(36) 『親長卿記』長享二年正月十五日条。

(37) 『親長卿記』文明四年正月二十一日条。

(38) 『親長卿記』文明七年十二月三十日条。『尊卑分脉』。

(39) 『親長卿記』文明八年八月十日条。

(40) 『親長卿記』長享二年九月七日条。

(41) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館、一九八五年)。

(42) 前掲註(33)『東山殿時代大名外様附』。

(43) (45) 前掲(32)。

(46) 今谷明『室町幕府解体過程の研究』(岩波書店、一九八五年)。

(47) 前掲註(32)左脇氏のいずれかか。

(48) 前掲(32)の小坂氏のいずれかか。また、延徳二年正月二

十三日には走衆として小坂右馬守がある(『蔭涼軒日録』同日条)。

(49) 宗弘の位置づけは確認できないが、同名衆に走衆広戸刑部丞(前掲註(32))、後掲註(50)の広戸次郎則忠らがあり、宗弘もそういった位置にあるといえよう。

(50) 『蔭涼軒日録』延徳二年正月二十三日条。

(51) 前掲註(46)。

(52) 『蔭涼軒日録』延徳三年三月三日条。

(53) 『親長卿記』明応三年七月二十三日条。

(54) 『蔭涼軒日録』延徳三年七月二十八日条。

(55) 『親長卿記』明応七年七月七日条。

(56) 前掲註(46)。

(57) 『親長卿記』長享二年四月十日条。

(58) 『蔭涼軒日録』長享三年八月十四日条。

(59) 『戦国大名家臣団事典 西国編』(新人物往来社、一九八一年)。

(60) 文明十七年十二月二十四日には鴨井美濃守が政元被官として、延徳三年三月三日には鴨井藤六が「政元同伴衆」として確認される(『蔭涼軒日録』同日条)。

(61) 『蔭涼軒日録』延徳三年五月十六日条。

(62) (64) 今谷明『守護領国支配機構の研究』(法政大学出版局、一九八六年)。

(65) 『親長卿記』明応三年七月七日条。

(66) 『尊卑分脉』。

- (67) 『公卿補任』文龜元年条。
- (68) 『親長卿記』延徳三年九月十五日条。
- (69) ここでいう家職は院政期から鎌倉期にかけての公家社会内部の、門流集団からイエの成立とそれにもなう家格の形成という情況のなか、官司請負制のもと各人の技術をイエ秘伝のものとして継承していくにしがたい、朝廷奉仕のさいのイエの職として公認されたものをいう(たとえば、包丁の家の四条家、装束の家の高倉家・山科家など)。文筆をよくするイエは事務官僚として、文芸・技芸をよくするイエは各国家儀礼の維持・継続にあたってその儀礼に要する技術を専門職能化し、その技術を家産化して朝廷での文芸・技芸吏僚となった。こういった家職をもつイエは中下流の公家であり、とくに文芸・技芸吏僚は羽林家がその師範・棟梁の地位にあり、彼らが中心となつて主に中下流公家を中心に組織して宮廷行事を執行していく。『親長卿記』鞠人グループも内裏や室町殿でのおりには師範飛鳥井雅康が奉行となり彼らが実技を行ない、主催者の勝仁親王や室町殿は往々にして鞠場に立たず見物にまわっている。中下流、とくに中流公家は全体として宮廷文化の現業担当階層でもあったのである。
- (70) 峯岸義秋『歌合の研究』(三省堂、一九五四年)。
- (71) 『建内記』永享十一年六月二十二日条。
- (72) 『親長卿記』文明四年正月二十日条。
- (73) 『親長卿記』文明七年二月十八日条。
- (74) 『親長卿記』延徳三年三月五日条。
- (75) 『満濟准后日記』正長二年四月二十二日条。
- (76) 『満濟准后日記』永享五年正月十三日条。
- (77) 『満濟准后日記』永享四年四月二十日条。
- (78) 『満濟准后日記』永享五年四月二十九日条。
- (79) 『新統古今和歌集』の編纂はまったくの義教主導のもの、で、『満濟准后日記』によると、永享五年(一四三三)八月十日に義教の発意により撰歌と撰者飛鳥井雅世・堯孝僧都が決定され、十四日に石清水八幡宮にて成就の祈禱、十七日に雅世は仙洞へ奏聞、二十一日に繪旨がおることとなり、十九日に満濟は「御治世院御坐之時、以繪旨被行公事先例無之歟、若雖在之其例不快事モヤト無心元存」として雅世に繪旨発給の再確認を要請、二十五日に繪旨発給、という手順をふみ、編纂の開始となった。
- (80) 今泉淑夫「飛鳥井家」(『国史大辞典』、吉川弘文館、一九七九年)。
- (81) 烏丸資任は伯(叔)母に足利義満室康子、同義持室で義量母の栄子をもつ(『尊卑八分脈』)。
- (82) 日野勝光は祖父義資の姉妹重子が義教室で義政の母であり、さらに康正元年(一四五五)八月には妹富子が義政に嫁している(『康富記』康正元年八月二十七日条)。
- (83) 『山科家礼記』康正三年三月五日条。「西槐集」(『群書類従』十四・和歌部)。
- (84) 前掲註(42)。

(85) 甘露寺・齋藤両家の交流についてふれているものには、高群逸枝氏の『平安鎌倉室町家族の研究』(前掲註(10))があるが、これは家族史の視点からみたもので、このため考察の範囲が利国と甘露寺家との間に限定されており、後述の利国の権大僧都申請も姻戚関係を利用した権威への接近ととらえてはいるが、高群氏にあっては、これが利国をめぐる全体情況から遊離してとらえられている。

(86) 勝侯鎮夫「美濃齋藤氏の盛衰」(『岐阜市史通史編原始・古代・中世』、一九八〇年、のち、『中部大名の研究』、吉川弘文館、一九八三年、に収録)。

(87) 「ふち河の記」(『群書類従』十八・紀行部)。

(88) 『大乘院寺社雑事記』文明十八年十月十八日条。

(89) 『実隆公記』明応五年八月十一日条。

(90) 前掲註(86)。

(91) 『大乘院寺社雑事記』延徳三年五月四日条。

(92) 『実隆公記』永正八年七月三十日条。

(93) 『実隆公記』永正八年十月二十一日条。

(94) 『宣胤卿記』永正十五年四月十九日条。

(95) 前掲註(3)。

(96) 前掲註(86)。

(97) 百瀬今朝男「応仁・文明の乱」(新版『岩波講座日本歴史7・中世3』、岩波書店、一九七六年) 第三章。

(98) 富田政弘氏は親長の賀茂伝奏在任期間を文明四年正月十六日より延徳二年六月五日までとしているが(後掲註

(101)、『親長卿記』明応二年二月四日条に賀茂伝奏等の辭職を願ひ出、勅許がおりたことを記しており、親長の賀茂伝奏在任期間は文明二年以前から明応二年二月四日までということになる。

(99) 今谷明氏の整理によると、別奉行のひとつとして賀茂奉行を所持していたのは飯尾為種以外にみいだせない(前掲註(41))が、表6および『親長卿記』文明三年三月十四日条に飯尾元連を「賀茂奉行」と註記していることから、飯尾元連が賀茂奉行にあったことはあきらかである。また、これ以降の奉行人連署奉書から賀茂奉行は元連の大和守系が継職していることが確認される。

(100) 『親長卿記』各条。

(101) 富田政弘「室町殿と天皇」(『日本史研究』三一九、一九八九年)。

(102) 「宗五大草子」(『群書類従』二十二・武家部)に將軍義積が畠山式部少輔へ御成のとき「御供衆の末々の人、同名の衆持て出らん候」とあり、また前掲註(32)で義政・義尚の申次の大半を伊勢氏がしめていることなどは、同名衆のまとまりがそれじたいで幕府機構のなかに組み込まれているといえる。

(103) 『親長卿記』文明五年十一月二十三日条。

(104) 前掲註(46)。

(105) 『蔭涼軒日録』文明十八年七月二十五日条。

(106) 『蔭涼軒日録』長享三年四月九日条。

(107) 前掲註(97)。

(108) 『長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到』(『群書類從』二十九・雜部)。

(109) 『蔭涼軒日録』文明十八年七月十六日条、十八日条、二十一日条。

(110) 『蔭涼軒日録』延徳三年五月十六日条。

(111) 『後法興院記』延徳三年四月二十三日条。

(112) 『蔭涼軒日録』長享三年八月十四日条。

(113) たとえば、伊勢新九郎は飛鳥井雅綱の駈鞆門弟となつて

いる(小和田哲男「飛鳥井雅綱と伊勢新九郎」(『戦国史研究』二〇、一九九〇)。

(補註1)

なお中院通秀の日記『十輪院内府記』文明十六年九月八

日条に「武家猿衆也、直垂合等新調参入、々夜帰家、余・甘(甘露寺親長)・三西(三条西実隆)・姉少宰(姉小路基綱)・中山宰(宣親)・右金吾(上冷泉為広)、是打聞衆也、此外新中父子(高倉永繼・永康)・広橋(守光)・飛少(飛鳥井雅俊)等也、是武家細々参集也」とあり、室町殿打聞衆が公家のなかに形成されていることが知られる。彼らの多くが月次会会衆でもあり、義尚の懐紙短冊見分所望とからめてこれとの関係も注目されるが、打聞衆のすべてが会衆となつてゐるわけではない。通秀の参会を親族関係のなかでみた場合、いささか遠縁の感も否めず、こういった問題も関係あろうが、会衆構成の一要素としてみておきたい。